

中野市おむつ代医療費控除に係る主治医意見書記載内容確認書交付事務
取扱要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、市民等がおむつ代に係る医療費控除の申請をするにあたり、本市が、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類（以下「主治医意見書記載内容確認書」という。）の交付を行う事務処理手続き等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 本要領における主治医意見書記載内容確認書交付の対象者は、大人用おむつを前年中利用していた者とする。

（申請）

第3条 主治医意見書記載内容確認書の交付を受けようとする者は、おむつ代医療費控除に係る主治医意見書記載内容確認書交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

（交付要件）

第4条 主治医意見書記載内容確認書を交付するためには、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号の要件を満たす場合とする。

(1) おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目である者

その者がおむつを使用した当該年に現に受けていた要介護認定、及び当該認定を含む複数の要介護認定（有効期間が連続しているものに限る。）で、それらの有効期間（当該年以降のものに限る。）を合算して6か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書（当該複数の認定に係る全てのもの）において、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、若しくはC2（寝たきり）であり、かつ、「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること又は尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であること。

この場合においては、本要件を満たす主治医意見書に係る要介護認定の有効期間（当該年以降のものに限る。）における使用に係るおむつ代のみ、医療費控除の対象として認められるものとする。

(2) おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である者

おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書（当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、当該年に現に受けていた要介護認定（有効期間が13か月以上のものに限る。）の審査に当たり作成された主治医意見書）において、前号に掲げる事項の記載があること。

2 おむつを使用した当該年の途中におむつ使用者が死亡した場合でも、前項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす場合には、死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となる。

（交付決定）

第5条 市長は、第3条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、おむつ代医療費控除に係る主治医意見書記載内容確認書（第2号様式）を交付するものとする。

（交付費用）

第6条 主治医意見書記載内容確認書の交付に係る費用は、無料とする。

（その他）

第7条 この要領に定めることのほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

（施行日）

1 この要領は、令和6年11月29日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の中野市おむつ代医療費控除に係る主治医意見書記載内容確認書交付事務取扱要領の規定は、令和6年以後の年分のおむつ代医療費控除について適用し、令和5年以前の年分までのおむつ代医療費控除については、なお従前の例による。